

事 務 局 補 足 資 料

EC 競争法 Fine 算定におけるコンプライアンスプログラムの考慮について

コンプライアンスプログラムが考慮されなかった例

決定年月日	事件名	概要（適用法条）	コンプライアンス 考慮の有無	原文
2003.12.3	Electrical & mechanical carbon graphite products	81 条（水平的制限） 機械用炭素製品等メーカーによる価格カルテル等	無 Carbone Lorraine の主張を否定 (312 - 313)。	<p>Introduction of a compliance programme</p> <p>(312) Carbone Lorraine also draws attention to the fact that starting in June 1999, when it left the cartel, it set up and implemented an intensive compliance programme.</p> <p>(313) The Commission welcomes this initiative on the part of Carbone Lorraine, which will hopefully prevent any new infringements. However, the Commission considers that it is not appropriate to take the existence of a compliance programme into account as an attenuating circumstance for a cartel infringement, whether committed before or after the introduction of such a programme.</p> <p>(仮訳) 欧州委は、コンプライアンスプログラムの導入時期が、カルテル行為に関与する以前であろうと以後であろうと、コンプライアンスプログラムの存在を減算要素として考慮するのは適当ではないと考える。</p>
2004.5.26	Topps	81 条（垂直的制限） 収集用シール・カードメーカーによる並行取引妨害	無 Topps の主張を否定 (181)	<p>(181) Topps emphasises that, as soon as it became aware of the investigation, it introduced compliance programs in order to ensure that its business and those of its intermediaries would be conducted in accordance with Community competition law. While the Commission welcomes all steps taken by an undertaking to raise awareness amongst its employees of existing competition rules, these initiatives cannot relieve the Commission of its duty to penalise its serious infringement of competition rules.</p> <p>(仮訳) 欧州委は、事業者によって行われる従業員に対する競争法の周知に係る全ての取組みを歓迎するけれども、事業者にそうした自発性があるからといって、重大な競争法違反行為に対する制裁を課するという欧州委の義務が軽減されることにはならない。</p>

ガイドライン公表以前にコンプライアンスプログラムが考慮された例

決定年月日	事件名	概要（適用法条）	コンプライアンス 考慮の有無	原文
1982.12.7	National Panasonic	81条（垂直的制限） 電気製品メーカーによる輸出制限	有 欧州域内における法務を監査し、全子会社に行動規範を周知したことが減額要因として認められた。	<p>(67) Regard must, however, also be taken of the fact that MET has taken urgent steps to regulate the overall marketing policies of its subsidiaries in the EEC. In consultation with the Commission, MET has adjusted its guarantees so that consumers may have their purchases serviced throughout the Community irrespective of where in the common market such purchases were made. MET has also conducted an audit of its legal practices in the Community and has issued codes of conduct to all its subsidiaries in the EEC which have the authority of the parent company.</p> <p>(68) This constructive attitude adopted by the management of MET since at least September 1981, has been taken into account in assessing the amount of the fine. The undertakings concerned have adopted a comprehensive practical detailed and carefully considered antitrust compliance programme, with appropriate legal advice. Such action must be considered a positive step which contributes to an awareness at all levels of the group of the daily impact of competition policy. It tends to ensure that senior management is in a position to control the behaviour of the whole group in the market place and thereby to establish effective internal rules for the compliance with EEC competition law.</p> <p>(69) In taking this action of MET into account, therefore, the further examination of the grounds for imposing a fine in the amount which would otherwise have been justified has not been made.</p> <p>（仮訳） MET が共同体域内の全子会社の営業方針を統制する緊急の措置を講じたことは考慮されなければならない。欧州委との協議の中で、MET は、消費者が自社製品を欧州域内のどこで購入したかに関わらず、域内どこでもサービスを受けられるように保証を行った。また MET は共同体域内における法務の監査も行っており、共同体域内における全子会社に対しては行動規範を示している。</p> <p>遅くとも 1981 年 9 月以降、MET 経営陣により採られた建設的な姿勢は fine 額の算定に当たって考慮される。当該事業者は適切な法的助言に基づいて、包括的で、詳細にかつ綿密に練られて実践的な反競争的行為に係るコンプライアンスプログラムを導入している。このような対応はグループ企業全従業員層に対して競争政策の重要性を周知することにつながる積極的な措置としてみる必要がある。また、このような措置は上級管理職は市場におけるすべてのグループ企業の行為を管理する立場であること、その結果として、EC 競争法を遵守のための実効性ある内部規則を確立する立場であることを確認することにつながるものである。</p> <p>こうした MET による対応がなければ、欧州委により fine 賦課の原因となる事実についてのさらなる調査がなされただろうけれども、同社の対応があったことを踏まえ、そうした調査は行われていない。</p>

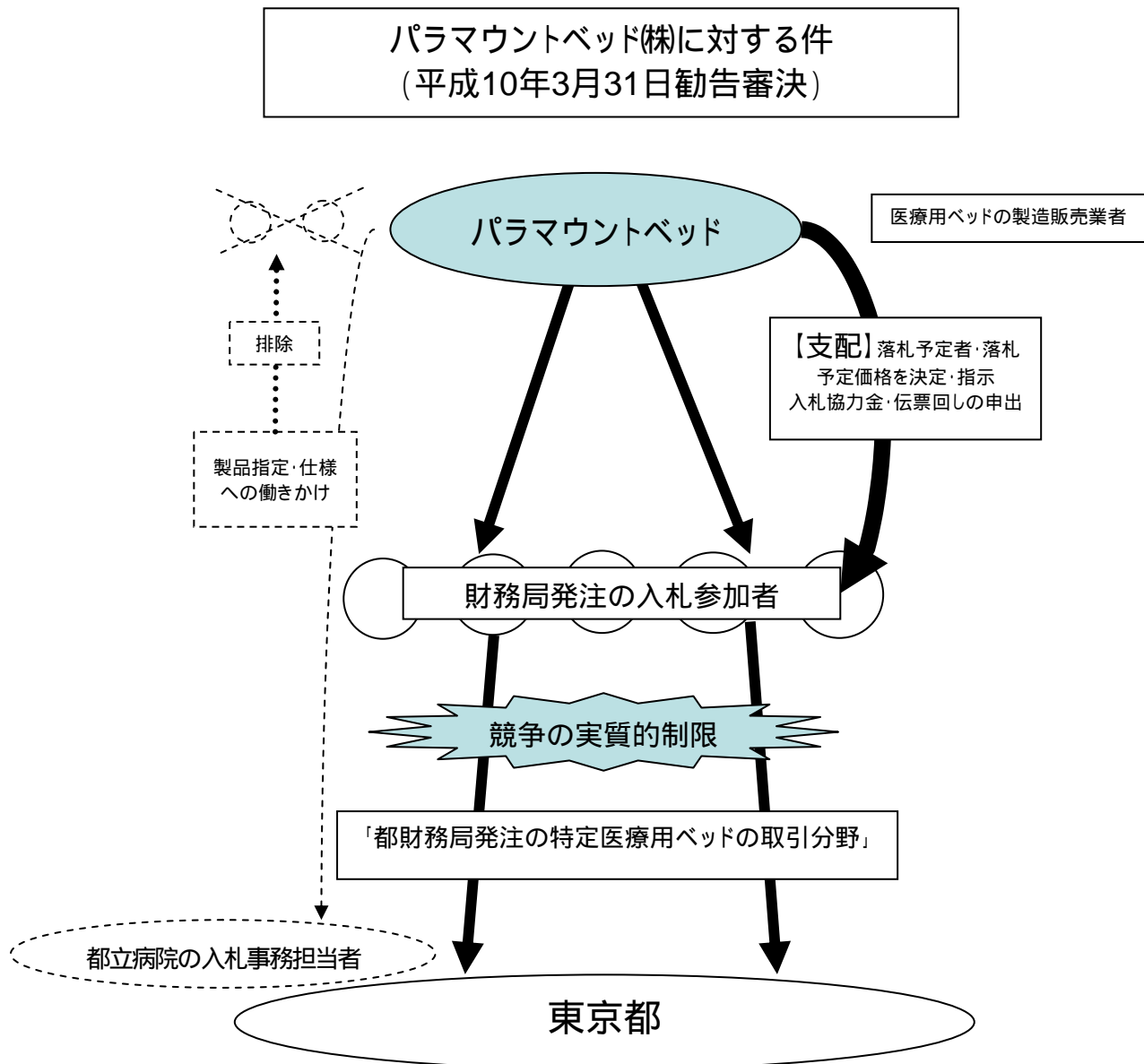
(注) 旧ガイドライン（1998 年公表）及び新ガイドライン(2006 年公表)において、コンプライアンスプログラムの存在を考慮する旨の記載なし。

不公正な取引方法に類似する行為の規制を行う主な法律例

不公正な取引方法	他法令による類似行為の規制	不作為義務の対象・禁止行為	実効性確保手段
<p>不当な差別的取扱い 共同ボイコット その他の取引拒絶 差別対価 差別的取扱い 事業者団体における差別的取扱い</p>	<p>道路運送法（特定の旅客に対する不当な差別的取扱い） 電気通信事業法（特定の者に対する不当な差別的取扱い） 電気事業法（特定の者に対する不当な差別的取扱い） ガス事業法（特定の者に対する不当な差別的取扱い） 鉄道事業法（特定の荷主等に対する不当な差別的取扱い） 海上運送法（特定の利用者に対する不当な差別的取扱い） 港湾運送事業法（特定の利用者に対する不当な差別的取扱い） 航空法（特定の利用者に対する不当な差別的取扱い） 社債等の振替に関する法律 （特定の加入者等に対する不当な差別的取扱い） 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 （特定の者に対する不当な差別的取扱い） 株券等の保管及び振替に関する法律 （特定の参加者等に対する不当な差別的取扱い） 商品取引所法（特定の清算参加者に対する不当な差別的取扱い） 証券取引法（特定の会員等に対する不当な差別的取扱い）</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者 電気通信事業者 一般電気事業者 一般ガス事業者 鉄道運送事業者 一般旅客定期航路事業者 港湾運送事業者 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者 振替機関 登録再生利用事業者 保管振替機関 商品取引清算機関 証券取引所</p>	<p>行政処分（変更命令） 行政処分（変更命令） 行政処分（変更命令） 行政処分（変更命令） 行政処分（変更命令） 行政処分（変更命令） 行政処分（変更命令） 行政処分（変更命令） 行政処分（免許等取消・停止） 行政処分（免許等取消・停止） 行政処分（免許等取消・停止） 行政処分（免許等取消・停止） 行政処分（免許等取消・停止）</p>
<p>不当対価 不当廉売 不当高価購入</p>	<p>外国船舶製造事業者による不当廉価建造契約の防止に関する法律 （外国船舶製造事業者との不当廉価建造契約） 道路運送法（他の一般旅客自動車運送事業者との間に引き起こされる不当な競争） 電気通信事業法（他の電気通信事業者との間に引き起こされる不当な競争） 鉄道事業法（他の鉄道運送事業者との間に引き起こされる不当な競争） 海上運送法（他の一般旅客定期航路事業者との間に引き起こされる不当な競争）</p>	<p>外国船舶製造事業者 一般乗合旅客自動車運送事業者 電気通信事業者 鉄道運送事業者 一般旅客定期航路事業者</p>	<p>行政処分（正常価格と契約価格との差額に相当する金額の国庫への納付通告） 行政処分（変更命令） 行政処分（変更命令） 行政処分（変更命令） 行政処分（変更命令）</p>
<p>不当な顧客誘引・強制 ぎまんの顧客誘引 不当な利益による顧客誘引 抱き合わせ販売等</p>	<p>不当景品類及び不当表示防止法（優良誤認・有利誤認） 不正競争防止法（商品等の原産地、品質等について誤認させるような表示） 薬事法（医薬品の名称等に関する虚偽の記事の広告） 食品衛生法（食品等に関する虚偽又は誇大な表示） 債権管理回収業に関する特別措置法 （債権回収の確実性等を誤認させるような広告表示） 不動産特定共同事業法 （不動産取引による利益見込み等を誤認させるような広告表示） ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律 （広告における役務の内容等を優良・有利に誤認させるような広告表示）</p>	<p>事業者 不正の目的をもって不正競争行った者 <i>医薬品の名称等に関する虚偽の記事の広告等</i> <i>食品等に関する虚偽又は誇大な表示等</i> 債権回収会社 不動産特定共同事業者 会員制事業者又は会員契約代行者</p>	<p>行政処分（排除措置命令） 刑事罰 刑事罰 刑事罰 刑事罰 刑事罰 刑事罰</p>

	<p>特定債権等に係る事業の規制に関する法律 (小口債券の支払の確実性等を誤認させるような広告表示)</p> <p>商品投資に係る事業の規制に関する法律 (商品投資による利益見込み等を誤認させるような広告表示)</p> <p>金融先物取引法 (金融先物取引等による利益見込み等を誤認させるような広告表示)</p> <p>抵当証券業の規制等に関する法律 (債権元本・利息支払いの確実性等を誤認させるような広告表示)</p> <p>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 (投資判断に関する助言実績等を誤認させるような広告表示)</p> <p>貸金業の規制等に関する法律 (貸付利率等の条件を誤認させるような広告表示)</p> <p>特定商取引法 (当該商品の性能等を優良・有利に誤認させるような広告表示)</p> <p>宅地建物取引業法 (宅地等の所在、規模等を優良・有利に誤認させるような広告表示)</p> <p>旅行業法 (サービス内容等を優良・有利に誤認させるような広告表示)</p> <p>投資信託及び投資法人に関する法律 (資産の運用実績等を誤認させるような広告表示)</p> <p>証券取引法 (顧客の知識、経験等に照らして不相当と見られる勧誘等) (金融商品の販売等に関する法律) (金利等を直接原因とする元本欠損のおそれの説明義務)</p> <p>不当景品類及び不当表示防止法(優良誤認・有利誤認)</p> <p>証券取引法(損失補填)</p>	<p>小口債券販売会社</p> <p>商品投資販売業者</p> <p>金融先物取引業者</p> <p>抵当証券業者</p> <p>投資顧問業者</p> <p>貸金業者</p> <p>販売業者又は役務提供事業者等</p> <p>宅地建物取引業者</p> <p>旅行業者</p> <p>投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者</p> <p>証券会社</p> <p>(金融商品販売業者等)</p> <p>事業者 証券会社</p>	<p>刑事罰</p> <p>刑事罰</p> <p>刑事罰</p> <p>刑事罰</p> <p>刑事罰</p> <p>刑事罰</p> <p>刑事罰</p> <p>刑事罰</p> <p>刑事罰</p> <p>刑事罰</p> <p>刑事罰</p> <p>刑事罰</p> <p>刑事罰</p> <p>(なし：義務規定)</p> <p>(無過失損害賠償責任・損害額推定)</p> <p>行政処分(排除措置命令)</p> <p>刑事罰</p>
<p>事業活動の不当拘束 排他条件付取引 再販売価格の拘束 拘束条件付取引</p>			
<p>取引上の地位の不当利用 優越的地位の濫用</p>	<p>下請代金支払遅延等防止法(下請代金支払いの遅延)</p>	<p>製造委託等をした親事業者</p>	<p>勧告(支払うべき下請代金等の返還等)</p>
<p>競争者の事業活動の不当妨害 競争者に対する取引妨害 会社に対する内部干渉</p>	<p>電気通信事業法 (他の電気通信事業者等の業務に対する不当な規律・干渉)</p>	<p>電気通信事業者等</p>	<p>行政処分(変更・停止命令)</p>

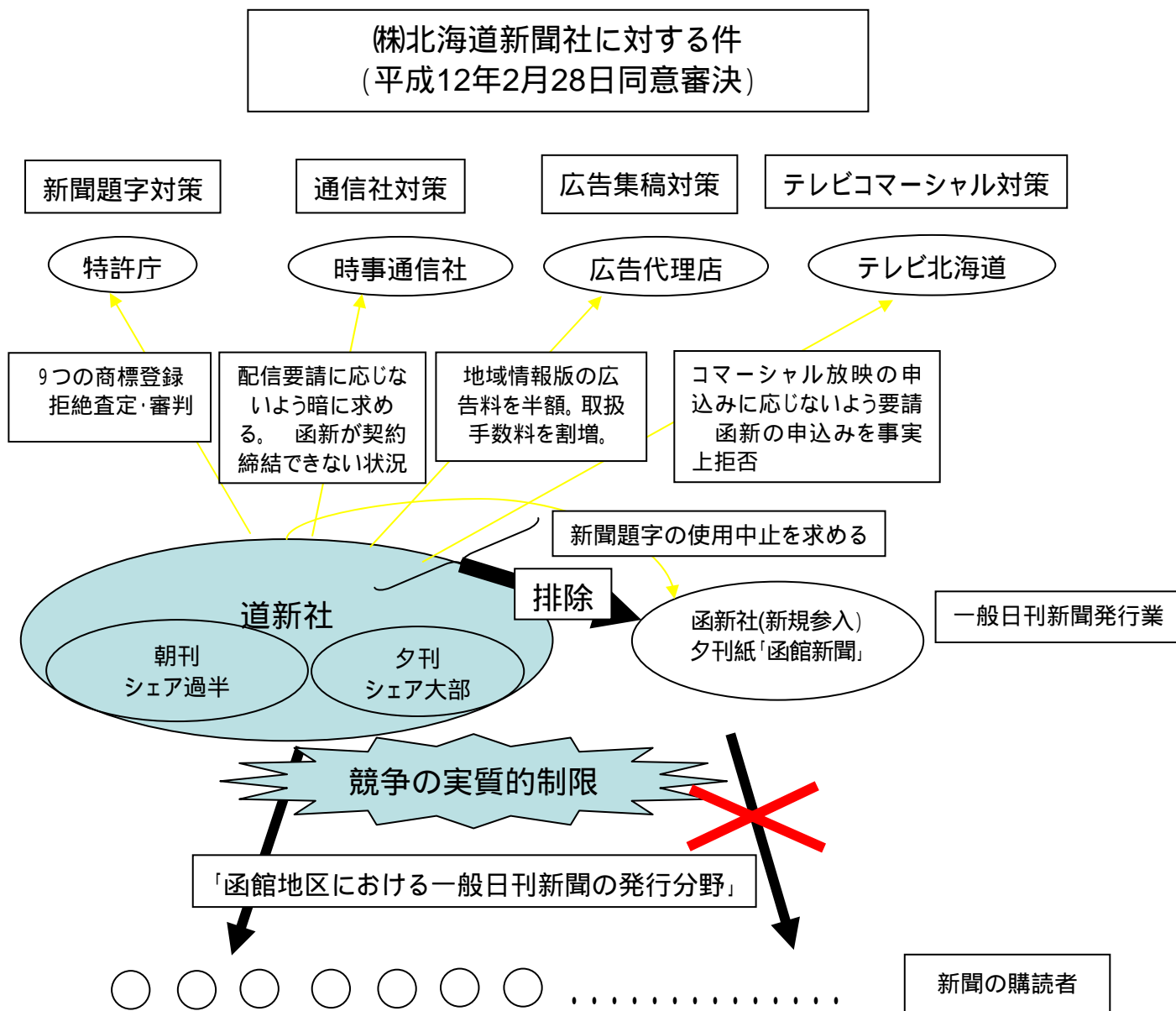
< 支配型私的独占の事例 >



【違反行為の概要】東京都財務局の特定医療用ベッドのほとんどを製造しているパラマウントベッド(株)は、都財務局が指名競争入札の方法により発注する都立病院向け医療用ベッドについて、
(入札事務担当者に対し、同社医療用ベッドのみが適合する仕様書の作成を働きかけるなどによつて、同社ベッドのみが納入できる仕様書入札を実現して他の医療用ベッド製造業者の事業活動を排除することにより、)

入札参加者である販売業者の中から落札予定者及び落札予定価格を決定するとともに、入札参加業者に対して入札価格を指示し、当該価格で入札させて、これら販売業者の事業活動を支配することにより、

< 排除型私的独占の事例 >



【違反行為の概要】

函館地区で発行される一般日刊新聞の朝刊・夕刊につきその大部分を占めている北海道新聞社が、新規参入者である函館新聞社を排除する目的で、

新規参入者が使用する可能性のある複数の商標を先んじて商標権出願する

時事通信社に対し函館新聞社からの配信要請に応じないように求めた

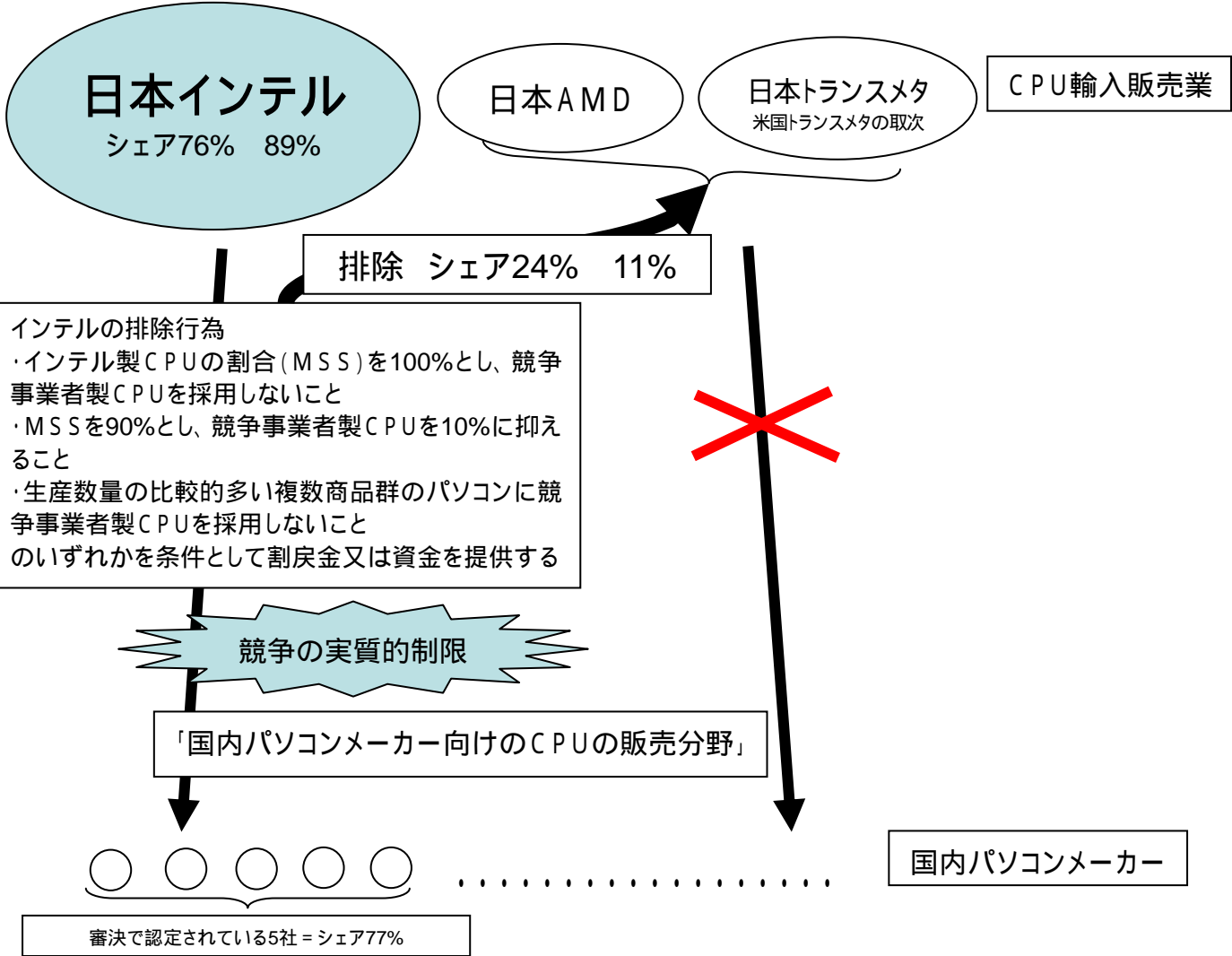
地域情報版の営業広告の料金を大幅に引き下げた

テレビ北海道に対し函館新聞社のコマーシャル放映の申し込みに応じないように要請した

といった函館対策と称する一連の行為により、同社の事業活動を排除することにより、函館地区における一般日刊新聞の発行分野における競争を実質的に制限している。

< 排除型私的独占の事例 >

インテル(株)に対する件
(平成17年4月13日勧告審決)



【違反行為の概要】

日本インテルは、平成14年5月ころ以降、各国内パソコンメーカーのMSSを最大化することを目標として、国内パソコンメーカーのうちの5社に対し、それぞれ、その製造販売するパソコンに搭載するCPUについて
 MSSを100%とし、米国インテルが製造販売するCPU(以下「インテル製CPU」という。)以外のCPU(以下「競争事業者製CPU」という。)を採用しないこと
 MSSを90%とし、競争事業者製CPUの割合を10%に抑えること
 生産数量の比較的多い複数の商品群に属するすべてのパソコンに搭載するCPUについて競争事業者製CPUを採用しないこと
 のいずれかを条件として、インテル製CPUに係る割戻し又は資金提供を行うことを約束することにより、その製造販売するすべて若しくは大部分のパソコン又は特定の商品群に属するすべてのパソコンに搭載するCPUについて、競争事業者製CPUを採用しないようにさせる行為を行っている。このような行為によって日本インテルは、前記5社に対するCPUの販売に係る競争事業者の事業活動を排除することにより、国内パソコンメーカー向けのCPUの販売分野における競争を実質的に制限している。